

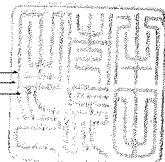
6.半田市

20半広第879-1号
平成20年9月16日

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 徳田秋様

半田市長 榊原伊三



介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書（回答）

平成20年8月19日付けにて、要望のありましたみだしのことにつきまして、下記のとおり回答いたします。

記

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

（回答）

憲法第25条は、第1項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を規定し、第2項で「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とされ、国民の権利と国の義務が定められています。また、地方自治法第1条においては、「国と地方公共団体との間の基本的関係」を明確にし、「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図る」とされ、国と地方の対等・協力の関係と地方公共団体の民主的な効率性を明確にしております。これらのことから地方自治体は、国と同様に住民福祉の増進を図りつつ、行政運営の上では、効率性を強く要請しております。こうした規定のある中で、本市、20年度予算では、市単独で新規に産婦健診の助成や妊婦検診の助成拡大、成年後見利用促進事業などを実施しております。本市では、市政運営の原則である「市民福祉の向上」を図りつつ、本市の普遍的な都市像である「健康で明るく豊かなまちづくり」を達成し、「住むなら半田」と言っていただけるよう市民が健康でいきいきと暮らすことができ、すべての人々が安心して生きがいに満ちた生活を営むことのできるよう、誰もが快適にまちを楽しみながら暮らすことができるまちづくりを目指しております。

（担当部局：総務部財政課）

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答)

第4期事業計画の中で、低所得者に配慮した保険料段階の設定及び減免制度の見直しを行います。

(担当部局：福祉部介護保険課)

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

(回答)

半田市では介護福祉助成事業として、住民税非課税世帯に属する方（施設サービス費は収入要件等あり）には、介護サービス費利用者負担の2分の1（介護度により上限設定あり）を助成し低所得者の負担軽減を、また、社会福祉法人等利用者負担軽減事業として、社会福祉法人等を利用している利用者の負担軽減を図っています。

(担当部局：福祉部高齢福祉課)

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

(回答)

要支援・要介護1の方であっても、必要性が認められた場合はサービスを受けることができます。また、同居家族がいる場合でも同様に一律に制限されている訳ではなく必要があれば生活援助を受けることができます。

(担当部局：福祉部介護保険課)

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

(回答)

施設及び居住系サービスの整備については、平成26年度の目標値として、「利用定員総数を、要介護2～5の認定者数に対して37%以下とする」と設定されていますので、この達成に留意しつつ、現在策定中の平成21～23年度の第4期事業計画に位置付けたうえ、小規模の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や認知症対応型グループホーム等の整備を図っていきたいと考え

ています。また、今後予測される認知症高齢者の増加に対応するため、在宅サービスについても、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護や認知症対応型通所介護の充実を図っていきます。

(担当部局：福祉部介護保険課)

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答)

国は、介護従事者が重要な役割を担っていることに鑑み「介護労働者処遇改善法」を成立させました。介護労働者の賃金引き上げなど必要な措置を講ずるとしていますので、改善が図られるものと考えています。

(担当部局：福祉部介護保険課)

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

(回答)

半田市では、平成5年度から概ね65歳以上の独居老人、高齢者世帯及び心身に障害のある方やその家族で食事の調理が困難な方に、毎週火曜日から土曜日の週5日、利用者の状況に応じ昼食の配食サービスを実施しています。

平成19年度からは、普通食のほかに特別食（きざみ食、低カロリー食等）が選択できるよう実施しており、高齢者の方などに対し安否確認と食の確保による健康増進の一助となっています。

また、市内16会場で月2回「地域ふれあい会」を実施し、会場によっては調理実習をおこない会食をしています。

ふれあい会食会についても、社会福祉協議会が中心となって実施しています。

(担当部局：福祉部高齢福祉課)

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア．敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

(回答)

一般の交通機関を利用して外出することが困難で、介護なしには外出することができない高齢者に、医療機関等へ外出する際の移送費用について、タクシーの基本料金の9割を助成しています。

また、敬老バスはありませんが、老人クラブが福祉センター等を利用する際のバス借上げを補助し、外出支援に努めています。

(担当部局：福祉部高齢福祉課)

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

(回答)

地域が主体となり閉じこもり予防や生きがいの場として、小規模「ふれあい施設」の改修費及び管理運営費の一部や福祉センターの管理運営費なども一般財源により実施しています。

また、地域のボランティアなどにより閉じこもり予防や生きがいづくりのため、「ふれあい会」の増設に努めています。

(担当部局：福祉部高齢福祉課)

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答)

障害者控除対象者認定については、障害者の認定基準と同程度の障害であることが必要であり、要介護認定者すべてを障害者控除対象者に認定する考えはありません。

(担当部局：福祉部高齢福祉課)

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答)

要介護認定者の認定結果通知時に、「老齢者の所得税法の障害者控除対象者認定通知書の交付について」のお知らせを同封しており、必要な方への申請を促していますので、個別に認定書及び申請書を送付する考えはありません。

(担当部局：福祉部高齢福祉課)

2. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

(回答)

本市では、施設入所者を除くひとり暮らし非課税者については、引き続き後期高齢者福祉医療費給付制度の対象者としております。なお、厳しい財政状況の中、70歳の前期高齢者まで市単独事業として拡大するのは非常に困難ですのでご理解をお願いします。

(担当部局：福祉部保険年金課)

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

(回答)

資格証明書の交付については、保険料を納付する資力が十分にありながら、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方に対して、負担の公平性の立場からやむを得ず行うものであり、一律機械的に実施されるものではなく、十分に実情を把握して検討した上で実施します。

(担当部局：福祉部保険年金課)

③後期高齢者医療制度に加入しない65歳～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答)

医療保険制度に加入し、保険料を納めている方の自己負担分を補助するという基本的考え方のもと、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入した場合に助成を行います。

(担当部局：福祉部保険年金課)

④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

(回答)

本市国民健康保険加入者の保持増進を養うことを目的として実施の「のんびりリゾート」は、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）加入者も同様のサービスが受けられます。

(担当部局：福祉部保険年金課)

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。

(回答)

本市では、市単独事業として平成20年4月1日から、小学校3年生まで引きあげ、入院・通院の公費負担（現物給付）を実施しております。今後、通院の拡大につきましては、他市の状況をみて、検討してまいりたいと考えております。

(担当部局：福祉部保険年金課)

②妊娠婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

(回答)

妊婦健診については、助成回数を平成18年度は2回、平成19年度5回、

平成20年度は7回と増加してきています。現在の自治体の平均値が5、5回であり、厚生労働省が平成21年度へむけて妊婦健診助成として交付税措置を大幅に拡大するということもあり、助成回数については、国等の動向に従い検討していきます。

産婦健診については、平成20年度から1回助成しております。

(担当部局：福祉部保健センター)

4. 国保の改善について

①保険料（税）について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

(回答)

国民健康保険事業にかかる経費は、保険税と国・県や支払基金からの負担金の他に、国が定めた基準に基づく一般会計からの繰入金で賄うことを原則としており、保険税を下げるため、恒常的に一般会計から繰り出すことは、他の保険制度加入者との公平性から見ても好ましくないと考えます。

減免制度については、震災、風水害、火災等の災害によって、納税義務者が財産に甚大な損失を被った場合、あるいは病気にかかり、負傷をし、生活が著しく困難となって保険税の負担能力がなくなった場合等に、行われるものあります。

本市におきましては、平成3年度、平成7年度と拡充を図ってまいりました。更に平成18年4月からは制度を見直し、生活保護から自立された世帯に対する自立支援のための減免、母子家庭等医療受給者世帯に対する減免等、減免制度を充実させ、また強化を図っておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

(担当部局：福祉部保険年金課)

イ. 就学前のこどもについては、均等割の対象としないでください。

(回答)

本市の国民健康保険税の賦課については、地方税法第703条の4の規定に基づき4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）を採用しています。このうち、所得割については前年所得のあるもの、資産割については固定資産税のあるもの、平等割については一世帯につき賦課されるものであり、均等割については、被保険者全員に賦課されるものでありますのでご理解くださるようよろしくお願いいたします。

(担当部局：福祉部保険年金課)

ウ. 前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

(回答)

低所得世帯については、一般の方より均等割、平等割を7割、5割、2割分軽減しておりますのでご理解をお願いします。

(担当部局：福祉部保険年金課)

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の9/10以下」にしてください。

(回答)

所得の減少による減免要件は、前年所得が500万円以下で、当年の所得が前年中に比べ1/2以下に減少すると認められる者となっておりますので、現行の要件で引き続きご理解ください。

(担当部局：福祉部保険年金課)

②保険料（税）滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

(回答)

国民健康保険事業は保険税収入により運営しており、資格証明書の発行を中止する考えはありません。納税は国民の義務であり、短期被保険者証や資格証明書の発行は、保険税を納める意思がない被保険者を対象としております。資格証明書を発行する方には、事前に納税相談を行い、特別な理由もなく滞納している被保険者に限定しております。

発行に際しては、母子家庭等福祉医療対象者には発行しないようにしています。

(担当部局：福祉部保険年金課)

イ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

(回答)

国民健康保険税に納付について、一括納付が困難な世帯については、収納課で納税相談を実施し、納税者のご事情をお聞きしながら分割納付の制度のご利用をいただいております。

財産の差押につきましては、滞納者に対して文書、電話、訪問等により納税のお願いをしておりますが、悪質な滞納により滞納額が増加する場合はやむをえず租税債権の保全のために地方税法の規定により財産の差押を行っております。

す。

(担当部局：福祉部保険年金課)

③65歳～74歳の保険料（税）の年金天引きは、行わないでください。

(回答)

10月より①保険税の滞納がなく②保険税を口座振替により納めていただけた方については、申し出により年金からの特別徴収から、口座振替による支払方法の変更が可能となりました。

半田市では対象者全員に説明文書を送付して、その申し出を受けています。

(担当部局：福祉部保険年金課)

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に
対しても実施してください。

(回答)

一部負担金の減免及び徴収猶予については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯を対象としています。

(担当部局：福祉部保険年金課)

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

(回答)

障害者自立支援法施行以降、本市においては独自の負担軽減策を講じているところとろです。

平成20年7月に国が実施しました特別対策では、月額上限額の更なる軽減及び月額上限額を決めるときの所得区分を、「世帯単位」から「個人単位」へと変更されました。このことにより、障害者自立支援法施行後と比較し、その負担については、大きく軽減されたものと考えています。その中で、一定の所得、資産のある方については、相応の負担をお願いしたいと考えておりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

(担当部局：福祉部福祉課)

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動支援センターの各利用料を統合した負担軽減策を講じてください。

(回答)

前述のとおり、平成20年7月の特別対策により、補装具の利用者負担額を決めるときの所得区分についても「世帯単位」から「個人単位」へと変更されたことにより負担軽減が講じられました。

また、障害者自立支援法施行後3年を目途に抜本的な見直しを行うものとし

ており、平成21年4月に実施されるものと思われ、この際に更なる軽減策が講じられるものと考えております。

一方、地域生活支援事業の利用者負担につきまして、原則1割負担となる利用者負担を、本市は、所得に応じて10%、6%、4%、0%の負担とし、また、月額の利用者負担額を国制度の月額上限額の範囲内とするとともに、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業及び訪問入浴サービス事業に係る利用者負担額を合算上限とすることで、利用者の負担軽減を図っています。

(担当部局：福祉部福祉課)

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実情を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

(回答)

障害福祉計画につきましては、平成18年度に策定し、平成18年度から平成20年度が第1期計画、平成21年度から平成23年度が第2期計画と定められています。

ご存知のとおり、平成20年度は、第2期計画の見直しの年に当たります。本市では年度当初から見直しに向けた作業に取り組んでおります。見直しに当たっては、障害者団体、市内の養護学校・事業所等にヒアリングを実施することで、各団体の抱える課題・ニーズの把握に努めております。また、ヒアリングで出された課題等に対して、障害当事者、関係者等に参加していただくワーキング会議を設置し、様々な角度からご意見をいただいております。

これら、ヒアリング、ワーキング会議を通して、障害当事者をはじめ福祉関係者等の意見を計画の見直しに取り入れてまいります。

(担当部局：福祉部福祉課)

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診とともに実施してください。

(回答)

特定健診は無料です。がん検診は個人負担分として3割の負担をしていただいている。歯周疾患については、3,490円の費用のうち300円を負担いただいている。減免対象者の制度も導入しており、現行で継続したいと考えています。

特定健診は個別健診で、実施期間については、5月から8月までと9月から10月までの2期間に分けて実施しており、保健指導の期間を考慮したうえで、できるだけ長期間に渡って実施しています。

がん検診は集団健診で、4月から2月まで年間を通して実施しています。

(担当部局：福祉部保健センター)

②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。
少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

(回答)

歯周疾患検診の対象者は40歳50歳60歳70歳として実施しています。

(担当部局：福祉部保健センター)

7. 地方税の徴収について

①地方税の年金天引きを行わないでください。

(回答)

個人住民税を公的年金から特別徴収する制度、いわゆる年金からの天引きについては、全国市長会及び全国町村会から国に要望がなされてきたものであり、本年4月30日に、「地方税法等の一部を改正する法律」に盛り込まれ、国会で可決成立しました。

これにより公的年金を支給する社会保険庁等は、年金から住民税を天引きすることになったものであります。その意義は、①納税義務者の利便性の向上のため（市役所窓口や金融機関の窓口に出向いて納税する煩わしさを無くす）、②市町村における事務の効率化（各納税者に送付する納入通知書の作成及び郵便で配達するコストの縮減などの効率化）、③徴収体制の強化（滞納の防止）などから、導入されたものであります。

よって本市は地方税法に基づき、平成21年10月の年金支給分から個人住民税を天引きいたします。

(担当部局：総務部税務課)

先の陳情書4の③でお答えしましたとおりです。

(担当部局：福祉部保険年金課)

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

(回答)

国民年金制度は、国が運営している事業で国会において議論されるべき事項でありますので、要望書を提出する考えはありません。

(担当部局：福祉部保険年金課)

②後期高齢者医療制度は廃止してください。

(回答)

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）は、今後確実に増加していく高齢者の方の医療費を高齢者の方々にも一定の負担をいただきながら、社会全体で安定的、継続的に支えていこうとするものであり、必要な制度と認識しています。本市としては、制度の廃止に関して、国に意見書や要望書を提出する考えはありません。

(担当部局：福祉部保険年金課)

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

(回答)

保険財政や保険料・利用料減免制度などについては全国市長会から関係省庁に要望書を提出しています。

(担当部局：福祉部介護保険課)

④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

(回答)

・就学前までの医療費無料制度の創設について

子育て支援として、本市は単独事業として子ども医療の助成（入院・通院）を平成20年4月から小学校3年生まで拡大しております。現物給付による子ども医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないことについては、愛知県市長会を通じて要望してまいりたいと考えます。

(担当部局：福祉部保険年金課)

・妊産婦の健診制度の補助金の復活・拡充について

既に市長会から要望書を提出しており、現在厚生労働省が14回の交付税措置を検討している最中ですので、要望についての提出は、特に考えておりません。

(担当部局：福祉部保健センター)

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

(回答)

消費税については、本年7月22日に政府税制調査会の初会合が開催され、今後、2009年度税制改正に向けた議論の中で検討されます。政府税制調査会の答申は本年11月末頃になされる見通しであり、本市としては特段、消費税の引き上げに関して国に意見書や要望書を提出する考えはありません。

(担当部局：総務部税務課)

⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

(回答)

公立病院の医師・看護師不足は全国的に喫緊な課題であることは十分認識しておりますが、すでに全国市長会や全国自治体病院協議会等から、国に対して要望書が提出されているため、現在のところ、半田市あるいは半田病院単独で意見書・要望書を提出することは考えていません。

今後も、全国自治体病院協議会等の関係団体と歩調を併せていきたいと考えていますので、ご理解いただきますようお願いします。

(担当部局：半田病院管理課)

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答)

愛知県市長会を通じて引き続き要望してまいります。

(担当部局：福祉部保険年金課)

②福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。

(回答)

ひとり暮らし非課税者を「後期高齢者福祉医療費給付」の対象要件に復活するよう愛知県市長会を通じて要望してまいります。

(担当部局：福祉部保険年金課)

③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。

(回答)

各々の負担割合に基づいて負担すべきであり、その負担割合の見直しについては国に要望してまいります。

(担当部局：福祉部保険年金課)

④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

(回答)

子育て支援として、本市は単独事業として子ども医療の助成を（入院・通院）を平成20年4月から小学校3年生まで拡大しております。通院の拡大につきましては引き続き愛知県市長会を通じて要望してまいります。

(担当部局：福祉部保険年金課)

⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。

(回答)

愛知県からの補助金は、県の基準に基づき交付を受けています。愛知県には、県主催の会議等の機会をとらえ削減基準の見直しを要望してまいります。

(担当部局：福祉部保険年金課)

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

(回答)

精神障害を含めた3障害一体の福祉医療費支給制度を整備されるよう、引き続き愛知県市長会を通じて要望してまいります。

(担当部局：福祉部保険年金課)

⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

(回答)

先の陳情書5の①でお答えしましたとおり、一定の所得、資産のある方については、相応の負担をお願いしたいと考えております。ただし、要望につきましては、平成21年4月に実施されるものと思われます、障害者自立支援法の抜本的な見直しの内容を確認する中で、考えてまいりますのでよろしくお願ひいたします。

(担当部局：福祉部福祉課)

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。

②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。

⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会（仮称）を設置してください。

(回答)

上記5項目については、特に要望する考えはありません。

(担当部局：福祉部保険年金課)